

設計業務等委託契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この附属条件は、設計業務等委託契約書（以下「委託契約書」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(仕様書)

第2条 委託契約書第1条の仕様書は、次のとおりとする。

- (1) この契約が、設計業務委託契約又は、設計業務と他業務の一括委託契約の場合は岩手県県土整備部設計業務等共通仕様書。（営繕工事に係る設計業務委託契約を除く。）
- (2) この契約が、営繕工事に係る設計業務委託契約の場合は、建築設計業務委託共通仕様書。
- (3) この契約が、測量業務委託契約の場合は、岩手県県土整備部測量業務共通仕様書。
- (4) この契約が、地質調査委託契約の場合は、岩手県県土整備部地質調査共通仕様書。
- (5) この契約が、用地調査委託契約の場合は、岩手県県土整備部用地調査等共通仕様書。
- (6) 特記仕様書
(管理技術者)

第3条 委託契約書第10条で定める管理技術者は、特記仕様書で定める者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務委託料が500万円未満で、かつその業務が簡易であると発注者が認めた場合は、受注者が定めた者を管理技術者とすることができる。

(照査技術者)

第4条 委託契約書第11条で定める照査技術者は、特記仕様書で定める者でなければならない。

(不当介入に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（再委託契約その他の契約の相手方（以下「委任者等」という。）が不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、不当介入報告・届出書（別紙様式1号）により、速やかに発注者へ報告するとともに、管轄警察署に届出（以下「報告・届出」という。）なければならない。

- 2 受注者は、委任者等が不当介入を受けた場合は、速やかに受注者に報告を行うよう

当該委任者等を指導しなければならない。

- 3 発注者は、受注者が不当介入を受け、報告・届出が適切に行われたと認める場合にあって、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。
- 4 受注者が不当介入を受けたにもかかわらず報告・届出を怠った場合は、建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。